

議案第 1 0 0 号 大津市職員の育児休業等に関する条例及び大津市
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

議案第 1 0 0 号について、ご説明いたします。当議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う条例の改正でございます。

2 ページ目をお願いいたします。まず、1 の改正を必要とする条例については、記載のとおりであります。

次に 2 の改正の趣旨につきまして、育児を行う職員の仕事と生活の両立支援の拡充に向けた取組に係る地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、令和 7 年 1 0 月 1 日に施行されることに伴い、本市の関係条例の改正を行うものです。

3 ページ目をお願いいたします。3 の改正内容についてであります
が、(1) 育児部分休業の取得パターンの多様化について、現在は 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で育児部分休業を取得可能としておりますが、これに加えて 1 年につき 7 7 時間 3 0 分、日数としては 1 0 日間を超えない範囲内のパターンを新設し、職員はいずれかを選択して取得可能とするものであります。

次に、（２）仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等につきまして、職員が本人またはその配偶者の妊娠や出産に関する申し出を行った場合に、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供及び当該制度利用に係る意向確認のための措置を講じることを義務付けるものです。

４の実施時期は、令和７年１０月１日を予定しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。